

平成25年度 定例監査重点事項実施結果

平成25年度定例監査重点事項について、実施した結果は次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 平成25年度重点事項

税外収入未済に対する債権管理は適切か。

2 選定理由

平成24年度定例監査重点事項として、258所属を対象に「税外収入未済に対する債権管理は適切か。」について監査を行ったところ、70所属に93種類の収入未済債権が確認され、総額は平成23年度末で16億8,525万8,900円と累増傾向にあった。その内訳は、滞納繰越分が12億3,365万8,798円(73.2%)、現年度分(平成23年度)が4億5,160万102円(26.8%)となっていた。

また、平成22年度からの滞納繰越額13億9,709万751円のうち、平成23年度中に収納等処理された額は1億6,343万1,953円(11.7%)にすぎず、収入未済が発生した場合には、解消に向けた早期対応が重要であることが確認された。

あわせて、各所属が管理する収入未済債権の管理状況について確認したところ、延滞債権管理簿の整備状況、督促等の実施状況、回収困難な債権の処理状況において不十分な点が見受けられた。

このため、平成24年度に発生した収入未済債権の債権管理状況と昨年度指導等した事項の改善状況について重点的に監査することにより、債権管理の更なる適正化を図ることとした。

3 実施にあたっての着眼点

(1) 平成24年度に発生した収入未済への対応状況

- ① 平成24年度に発生した収入未済に係る延滞債権管理簿を作成していたか。
- ② 平成24年度に発生した収入未済に係る督促状を確実に発付していたか。

(2) 平成24年度監査で指導等とした事項の対応状況

- ① 延滞債権管理簿は適切に作成されていたか。
- ② 債務者に対する督促状を確実に発付していたか。
- ③ 回収困難な債権の処理は適切か。
 - ・ 公法上の債権で、消滅時効完成後、速やかに不納欠損処分を実施していたか。

4 実施方法

- (1) 監査対象所属へ事前に重点事項調書の提出を求め、監査時に調書の記載内容について確認した。
- (2) 平成24年度に発生した収入未済債権の管理状況等について、重点事項確認票により確認した。

5 監査実施期間

平成25年4月22日から平成26年2月4日まで

6 監査対象所属と監査対象とした収入未済

- (1) 平成23年度決算において収入未済のある57所属、収入未済債権83種類
 - (2) 平成24年度決算において収入未済のある51所属、収入未済債権82種類
- ※なお、中小企業高度化資金、県税に係る延滞金、加算金等については、重点事項の対象外。

第2 監査の結果

1 収入未済の概要

(1) 収入未済額の会計別・年度別推移

収入未済額の会計別・年度別の推移は、次表のとおりである。

表1

(単位:円、%)

区分		平成23年度	平成24年度		
				うち現年度分	うち新規債務者分
一般会計	金額	1,280,564,546	1,241,921,460	92,853,259	8,714,618
	対前年度増減額	281,407,749	△ 38,643,086	△ 327,945,299	—
	対前年度増減比	28.2	△ 3.0	△ 77.9	—
特別会計	金額	388,748,731	379,791,262	24,390,188	6,295,425
	対前年度増減額	6,094,548	△ 8,957,469	△ 2,676,764	—
	対前年度増減比	1.6	△ 2.3	△ 9.9	—
企業会計 (温泉事業)	金額	15,945,623	17,166,307	5,342,384	4,281,808
	対前年度増減額	665,852	1,220,684	1,607,792	—
	対前年度増減比	4.4	7.7	43.1	—
合計	金額	1,685,258,900	1,638,879,029	122,585,831	19,291,851
	対前年度増減額	288,168,149	△ 46,379,871	△ 329,014,271	—
	対前年度増減比	20.6	△ 2.8	△ 72.9	—

※ 企業局の収入未済額については、各年度の監査日現在の金額により集計している（以下同じ。）。

収入未済額は、平成24年度決算時では16億3,887万9,029円で、前年度と比較して4,637万9,871円（2.8%）の減となっている。

なお、平成24年度現年度分は1億2,258万5,831円で、前年度と比較して3億2,901万4,271円（72.9%）の減となっている。

現年度分が減少した主な要因は、平成23年度一般会計における公正入札違約金、土砂崩落にかかる原因者負担金関係など、高額の入収入未済が平成24年度には発生しなかったこと等による。

(2) 収入未済額の部局別の状況

収入未済額の部局別の状況は、次表のとおりである。

表 2

(単位:円)

部局名	所属数	収入未済額												
		公法上の債権				私法上の債権				合計				
		平成23年度 決算時	平成24年度決算時			平成23年度 決算時	平成24年度決算時			平成23年度 決算時	平成24年度決算時			
			うち現年度分	うち新規債務者分			うち現年度分	うち新規債務者分	うち現年度分		うち新規債務者分			
知事政策局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企画県民部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リニア交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	3	2,003,015	1,635,815	0	0	0	0	0	0	2,003,015	1,635,815	0	0	0
福祉保健部	15	61,132,475	57,608,857	7,782,288	3,232,533	202,746,019	201,100,174	16,037,047	3,359,461	263,878,494	258,709,031	23,819,335	6,591,994	
森林環境部	10	214,789,825	214,580,146	0	0	138,150,640	136,576,394	12,815,752	5,091,158	352,940,465	351,156,540	12,815,752	5,091,158	
産業労働部	5	177,387,020	145,196,690	29,259,740	195,000	41,031,440	37,782,033	342,033	342,033	218,418,460	182,978,723	29,601,773	537,033	
観光部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農政部	3	0	0	0	0	185,454,001	183,669,157	1,114,301	0	185,454,001	183,669,157	1,114,301	0	
県土整備部	9	45,761,491	38,546,066	2,090,856	1,989,376	562,857,309	568,331,937	46,409,792	735,482	608,618,800	606,878,003	48,500,648	2,724,858	
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	1	0	0	0	0	15,945,623	17,166,307	5,342,384	4,281,808	15,945,623	17,166,307	5,342,384	4,281,808	
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	13	1,666,100	955,300	13,600	13,600	35,830,942	35,198,653	1,333,038	6,400	37,497,042	36,153,953	1,346,638	20,000	
公安委員会	1	46,500	75,000	45,000	45,000	456,500	456,500	0	0	503,000	531,500	45,000	45,000	
合計	60	502,786,426	458,597,874	39,191,484	5,475,509	1,182,472,474	1,180,281,155	83,394,347	13,816,342	1,685,258,900	1,638,879,029	122,585,831	19,291,851	

※ 所属数については、平成23年度決算時又は平成24年度決算時に収入未済がある所属である。

(3) 収入未済額の債権別の状況

① 収入未済額の債権別の状況

収入未済額の債権別の状況は、92種類の債権が60所属において、延べ144件管理されており、その詳細は、末尾記載の別表「収入未済額の債権別の状況」のとおりである。

平成24年度決算時における収入未済額16億3,887万9,029円の主なものは次のとおりであり、前年度と同様にこれら7種類の債権で、収入未済額の78.8%（12億9,218万6,320円）を占める状況となっていた。

・ 県営住宅使用料	4億 512万1,032円 (24.7%)
・ 廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用	1億9,971万1,604円 (12.2%)
・ 土砂崩落にかかる原因者負担金関係	1億9,061万8,285円 (11.6%)
・ 農業改良資金関係	1億4,917万4,990円 (9.1%)
・ 母子寡婦福祉資金関係	1億4,708万9,370円 (9.0%)
・ 公正入札違約金を含む違約金及び延納利息	1億 485万2,235円 (6.4%)
・ 産業集積促進助成金に係る返還金を含む県補助金返還金	9,561万8,804円 (5.8%)

② 平成23年度決算時における収入未済額の処理状況

平成23年度決算時における収入未済額（以下「滞納繰越額」という。）の総額は、16億8,525万8,900円であったが、この収入未済額が平成24年度中にどのように処理されたか確認したところ次のとおりであった。

・ 平成23年度決算時	16億8,525万8,900円 (100.0%)
・ 平成24年度中処理額	1億6,896万5,702円 (10.0%)
・ 平成24年度未処理額	15億1,629万3,198円 (90.0%)

処理額の内訳

平成24年度中収納額	1億4,245万6,175円 (84.3%)
平成24年度中調定減額	32万 827円 (0.2%)
平成24年度中不納欠損額	2,618万8,700円 (15.5%)

平成24年度中に収納等の処理がされた滞納繰越額は、滞納繰越額総額の10.0%（1億6,896万5,702円）に留まっている状況であり、平成22年度決算時の滞納繰越額を対象とした昨年度の結果（11.7%）と同様、低い水準に留まっていた。

収入未済の新規発生を防止し、収入未済が発生した場合には、解消に向けた早期対応の重要性を明示する結果となった。

(4) 収入未済額の公法上の債権・私法上の債権の分類

収入未済額の公法上の債権・私法上の債権の分類の状況は、次表のとおりである。

表 3

(単位：円)

分類	主な債権名	収入未済額				
		平成23年度	平成24年度			
			現年度分	うち新規債務者分		
公法上の債権	地方税の滞納処分により処分することができるもの(強制徴収できる債権)	児童福祉施設入所児童保護者負担金	280,805,068	262,763,198	8,163,398	3,497,923
		児童福祉施設費負担金				
		河川工事等原因者負担金				
		道路、河川、水利使用料				
		放置違反金、延滞金				
	民事執行手続きにより強制執行等ができるもの(強制徴収できない債権)	廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用	221,981,358	195,834,676	31,028,086	1,977,586
		行政財産使用料				
		県立大学、産業技術短期大学校授業料				
		高等学校授業料				
		県補助金返還金、延滞金				
小計		502,786,426	458,597,874	39,191,484	5,475,509	
私法上の債権	民事執行手続きにより強制執行等ができるもの(強制徴収できない債権)	心身障害者扶養共済掛金	1,182,472,474	1,180,281,155	83,394,347	13,816,342
		成人障害者自立支援施設サービス利用料等				
		県営住宅、駐車場使用料				
		公正入札違約金				
		高齢者、在宅重度心身障害者居室等整備資金償還金、利子				
		父子福祉資金貸付金償還金				
		介護福祉士等修学資金貸与金償還金				
		看護職員修学資金貸付金償還金				
		教育奨励資金貸付金償還金				
		弁償金、県営住宅破損賠償金等				
		工事契約解除に伴う前払金返還利息及び違約金				
		地域改善対策高等学校等奨学資金返還金				
		土砂崩落に係る土砂撤去費関係等(不当利得返還請求)				
		障害者自立支援施設サービス利用者食費				
		県営住宅無断退去者修繕費				
		廃河川敷既往使用料等				
		用地買収費過払金				
		道路不法占用是正に伴う占用料相当額				
		定時制課程等修学奨励金返還金				
		行政財産の使用に伴う電気料				
		土地貸付料				
		建物撤去・土地明渡し請求訴訟に係る建物強制撤去経費				
		和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息等				
		母子寡婦福祉資金貸付金元金、利子、違約金				
		小規模企業者等設備導入資金償還金				
		農業改良資金貸付金償還金、違約金				
林業・木材産業改善資金償還金、違約金						
温泉供給収益収入						
合計		1,685,258,900	1,638,879,029	122,585,831	19,291,851	

※ 分類については、各所属から提出された重点事項調書をもとに作成した。

県が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利（金銭債権）で、その発生原因により公法上の債権、私法上の債権の二つに区分される。

公法上の債権は、強制徴収できる債権と強制徴収できない債権に区分される。分担金、加入金、過料及び使用料その他の歳入については、地方自治法で強制徴収することができるかとされているが、その他の公法上の債権については民事執行手続きによる強制執行等の措置をとらなければならないこととされている。

また、私法上の債権については、全て民事執行手続きによる強制執行等の措置をとらなければならないとされている。

したがって、それぞれの債権ごとの法的性格を的確に把握することが、適正な債権管理を行うための基本的な事項の一つであると考えられる。

(5) 県の債権管理の取り組み

- ① 「山梨県債権管理ガイドライン」（平成16年3月）の策定
適正な債権管理の推進を図るため、「山梨県債権管理ガイドライン」を策定するとともに、債権管理事務担当者に対する研修会を開催した。
- ② 「山梨県滞納債権処理方針」（平成23年3月）、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」（平成24年3月）の策定
滞納債権の公正かつ適正な処理を図るため「山梨県債権管理ガイドライン」を充実・発展させた「山梨県滞納債権処理方針」、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」を策定するとともに、債権管理担当者の研修会を開催した。（年2回）
- ③ 「権利放棄の判断基準」（平成24年11月）の策定
私法上の債権について、権利の放棄を議会に提案できる基準として、「権利放棄の判断基準」を策定した。債権管理検討委員会においてこの基準に該当する債権を確定し、不納欠損処分を進めることとした。
なお、この基準により、平成24年度においては、754万9,796円（3件）の不納欠損処分を行っている。

2 監査結果に基づく意見

監査時に重点事項調書に記載された債権の管理状況について、重点事項確認票の項目ごとに確認した結果、次のとおり改善・検討する事項が認められた。

(1) 平成24年度に発生した収入未済への対応状況

収入未済額は、滞納繰越になると回収が困難となることから、解消に向けた早期対応が重要である。

今年度は、収入未済への早期対応が適切に行われているかを重点的に監査することとし、平成24年度に発生した収入未済額、33所属の60債権、1億2,258万5,831円のうち、過去の債務者と重複しない新規債務者221名に係る26所属の42債権、1,929万1,851円について、法令及び平成24年3月に作成された「山梨県債権回収及び処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき債権管理が行われているかについて確認した。

なお、前年度との比較については、前年度は全債権（127件）を、今年度は前年度の重点事項のフォローアップとして、新規債務者が発生した債権（42件）のみを対象としているため、参考として百分比の比較を行っている。

① 平成24年度新規債務者に係る延滞債権管理簿の作成状況は適切か。

ア 延滞債権管理簿の作成を確実に行うべきもの

新規債務者については、マニュアルに基づき、新たに延滞債権管理簿を作成することとされている。

また、延滞債権管理簿については、参考様式としてマニュアルに定めがあるが、特に当該参考様式に限定せず、管理簿としての機能に着目して、次の事項が記録されているものを適切な管理簿とみなして監査した。

- ・債務者の基本情報

- ・債権に係る情報
- ・督促状の発付日等の記録
- ・延滞先との交渉記録の作成記載状況
- ・事情聴取、状況把握の記載状況

延滞債権管理簿の作成状況について確認した結果は次のとおりであり、監査対象とした42債権のうち、12債権（28.6%）において、作成されていなかった。対象とした債権数に違いがあるものの、前年度19件（45.0%）と比較して、割合では13.6ポイント増加（悪化）している。

所属ごとでみると、26所属のうち9所属（34.6%）において、作成されていない、又は一部作成されていなかった。これは、債権の発生が臨時的で比較的少額であることから短期の回収が見込まれるとの認識があったため、その管理を適切に行っていないことが一因と考えられる。

また、このうち2所属においては、前年度監査で延滞債権管理簿の作成に不備があったとして指導事項としたが、その後の事務処理が改善されておらず、今年度の監査では指摘事項となった。

○ 延滞債権管理簿の作成状況（債権ごと）	
・作成されている	30件（71.4%）
・一部作成されている	1件（2.4%）
・作成されていない	11件（26.2%）
合計	42件
○ 延滞債権管理簿の作成状況（所属ごと）	
・作成されている	17所属（65.4%）
・一部作成されている	1所属（3.8%）
・作成されていない	8所属（30.8%）
合計	26所属

※件数は債権数を表している。

また、百分率については、端数処理の関係で内訳の積み上げが100.0%とならない場合がある。（以下同じ。）

延滞債権管理簿は、延滞債権への対応が、適切に遺漏なく進められていることを確認する手段であるとともに、その後の意思決定等の重要な基礎資料であるので、その整備記録にあっては特段の留意を払われたい。

イ 延滞債権管理簿の所属内の確認を引き続き適切に行うべきもの

前年度の監査では、所属内（所属長等）の確認がされていないもの、一部されていないものが15所属で31件（27.9%）あったことから、アで延滞債権管理簿が作成又は一部作成されている18所属31件について確認したところ、全ての所属で確認がされていた。

マニュアルにおいては、個別の延滞債権管理簿に係る情報が、その事務を取り扱う職員のみならず「担当」職員の共有情報として取り扱われることが望ましく、「延滞債権管理簿」の保管、記録、活用等について職員間の意思疎通を図るものとされており、延滞債権管理簿では、交渉記録については所属長等への確認を求めることとなっている。

延滞債権管理簿の所属内の確認により、所属として延滞債権への対応の進捗状況、担当者の債務への対応状況、債務者からの要求・要望を把握し、有効な

対応策の決定が行えることだけでなく、担当者のみが状況を把握しているという状態が続くことによる担当者への過度の負担を軽減する意味でも、個人情報等に配慮したうえで、延滞債権管理簿を利用した所属内での情報の共有化を図る必要がある。引き続き延滞債権管理簿の所属内の確認を適切に行われるよう努められたい。

- ② 平成24年度に発生した収入未済に係る督促状の発付は適正に行われているか。

ア 督促状の発付を確実に行うべきもの

督促状の発付については、地方自治法第231条の3第1項又は地方自治法施行令第171条及び「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」(以下「督促規則」という。)に基づき、納期限後20日以内に発付することとされているが、平成24年度の督促状の発付が必要だった25所属40債権のうち、12件(30.0%)の債権において、発付されていない、又は一部発付されておらず、前年度26件(26.3%)と比較して、割合では3.7ポイント増加(悪化)している。

また、督促状を発付しているもののうち、納期限後20日を超えた時期に発付されていたものが9件(22.5%)あり、前年度25件(25.3%)と比較して、割合では2.8ポイント減少(改善)している。

所属ごとでみると、25所属のうち11所属(44.0%)において、発付されていない、又は一部発付されておらず、このうち4所属においては、前年度監査で督促状の発付がされていない又は遅延しているとして指導事項としたが、その後の事務処理が改善されておらず、今年度の監査では指摘事項となった。

○ 督促状の発付状況(債権ごと)

・全て納期限後20日以内に発付されている	19件	(47.5%)
・全て発付しているが、発付が遅延している	9件	(22.5%)
・一部督促状を発付していないものがある	2件	(5.0%)
・督促状を発付していない	10件	(25.0%)
合計	40件	

○ 督促状発付状況(所属ごと)

・全て納期限後20日以内に発付されている	11所属	(44.0%)
・全て発付しているが、発付が遅延している	3所属	(12.0%)
・一部督促状を発付していないものがある	3所属	(12.0%)
・督促状を発付していない	8所属	(32.0%)
合計	25所属	

督促状の発付について、督促規則に従って処理されていた債権は19件(47.5%)にすぎず、前年度の48件(48.5%)と比較しても1.0ポイント減少(悪化)している。

督促状未発付の理由として、納付が見込まれる者への督促状の発付を見合わせる等、現場の経験則による判断が介在している債権もあった。

督促状は、地方自治法で規定される時効の中断の効力や延滞金等の発生根拠となることはもちろん、実質的に債務者に対して、県が法令等に則り処理を進

めていくことの意味表示となることから確実に督促状の発付を行うよう努められたい。

イ システム改修等を含めた債権管理体制の整備を行うべきもの

県は、県営住宅等の家賃収納事務及び滞納整理事務を山梨県住宅供給公社に指定管理業務として行わせている。管理業務は「山梨県営住宅等管理業務仕様書」等に従って行うこととされており、原則として納期限の属する月の翌月20日までに県が督促状及び通知予定者名簿を作成のうえ住宅供給公社に渡して、発付することとしている。しかしながら、実際には、滞納家賃が2月以上ある者に対して督促状を発付しており、その発付も住宅供給公社ではなく県において行っていた。

これは督促状を山梨県営住宅管理システムの収納情報を利用して作成しているが、現行の管理システムでは、直近1月分に特定した滞納者のリストが作成できないため、手作業で滞納者を抽出し、確認のうえ督促状を作成しなければならないことと、2月以下の滞納者は毎月約900人と人数が多く、これに加え中長期滞納者に対する催告書の発付を手作業で行わなければならないことから、現行体制では督促規則で定める期間内に督促状が発付できない状況であると説明している。

納付忘れによる滞納でも早期に対応しなければ長期化し、滞納整理が困難になる事例も想定されることから、督促規則どおりの対応が行えるよう、管理システムの改修や業務委託も含め、現実的で実効性のある債権管理体制の整備が必要であると考えられる。

(2) 平成24年度監査で指導等とした事項の対応状況

平成24年度監査で、債権管理状況等が不適切であるとして指導事項等とした次の①から③に対する是正措置が、適切に行われているかについて確認を行った。

① 延滞債権管理簿は適切に作成されたか。

ア 延滞債権管理簿の作成を確実に行うべきもの

前年度の監査では、9所属15債権について延滞債権管理簿が適切に作成されていないなどとして指導事項とした。この15債権についてその後の事務処理が適切に行われているか確認をしたところ、2所属3件(20.0%)の債権において、作成されていない、又は一部作成されていなかった。

○ 延滞債権管理簿が作成されているか(9所属15債権)

・作成されている	12件	(80.0%)
・一部作成されている	1件	(6.7%)
・作成されていない	2件	(13.3%)
合計	15件	

この2所属においては、前年度監査で延滞債権管理簿の作成に不備があったとして指導事項としたが、その後の事務処理が改善されていないことから今年度の監査で指摘事項となったことは、遺憾な結果であった。

延滞債権管理簿は、延滞債権への対応が、適切に遺漏なく進められていることを確認する手段であるとともに、その後の意思決定等の重要な基礎資料であ

るので、その整備記録にあつては特段の留意を払われたい。

イ 延滞債権管理簿への交渉記録の記載を引き続き適切に行うべきもの

前年度の監査では、3所属4債権について債務者との交渉記録が適切に記載されていないとして注意事項とした。この4債権についてその後の事務処理が適切に行われているか確認をしたところ、すべての債権において、改善が図られていた。

今後も引き続き、延滞債権管理簿への交渉記録の記載を適切に行われるよう努められたい。

ウ 延滞債権管理簿の所属内の確認を引き続き適切に行うべきもの

前年度の監査では、11所属23債権について延滞債権管理簿の所属内の確認が適切に行われていないとして注意事項とした。この23債権についてその後の事務処理が適切に行われているか確認したところ、すべての債権において所属内の確認がされており、改善が図られていた。

今後も引き続き、延滞債権管理簿の所属内の確認を適切に行われるよう努められたい。

また、延滞債権管理簿は、延滞債権への対応が、適切に遺漏なく進められていることを確認する手段であるとともに、その後の意思決定等の重要な基礎資料であるので、その整備記録にあつては特段の留意を払われたい。

② 督促状の発付は確実に行われたか。

督促状の発付を引き続き確実に行うべきもの

前年度の監査では、9所属11債権について督促状の発付がされていないとして指導事項とした。この11債権についてその後の事務処理が適切に行われているか確認を行ったところ、すべての債権において督促状が発付されており改善が図られていた。

督促については、時効中断の効果を有することなどから、今後も引き続き法令等に基づき督促状の発付を確実に行われたい。

③ 公法上の債権で回収困難となっていた債権の処理は確実に行われたか。

不納欠損処分について引き続き適切に行うべきもの

前年度の監査では3所属3債権について、時効期間が経過しているにもかかわらず、不納欠損処分がされていないとして指導事項とした。この3債権について、その後の不納欠損処分の状況を確認したところ、すべての債権において、不納欠損処分がされていた。

回収の見込みのない債権の管理を継続することは、債権管理の効率化の阻害要因となることから、常に実態の把握に努め、時効期限が到来した債権については速やかに不納欠損処分の手続きを行われたい。

3 総括

今年度の定例監査において257所属の監査を行ったところ、51所属に82種類の収入未済債権が確認され、その総額は16億3,887万9,029円であった。前年度と比較して4,637万9,871円(2.8%)減少しているものの、引き続き多

額であり、その債権の性質も多様となっている。

昨今の厳しい財政状況のなか、債権回収は歳入の確保や県民負担の公平性の観点から重要な課題である。そのため県では、「山梨県滞納債権処理方針」、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づく債権管理の推進を図っているところである。

しかしながら、前年度の監査で債権管理が不十分であるとして延滞債権管理簿の作成や督促状の発付について指導等とした事項の改善措置がとられていないものや、平成24年度に新たに債務者となった者に対する債権管理で、延滞債権管理簿の作成が行われていないもの、督促状が発付されていないものなど収入未済の債権管理事務の一部に前年度の監査結果が反映されていないことが確認された。

収入未済の解消のためには、新たな滞納の発生を防止するとともに、延滞債権への早期対応が必要である。

今後とも滞納の実態把握に努め、督促、滞納処分等法令に基づく厳正な債権管理を行い、収入未済額の解消に努められたい。